

1. 個人情報について

●契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当生協および大阪ガスのプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、大阪ガスが小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者（以下、「送配電事業者等」といいます。）、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

2. 契約のお申込みについて

●当生協と電気需給契約を締結することを希望される場合は、当生協へ直接お申込みいただくほか、インターネットによりお申込みいただけます。

●当生協は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む当生協と他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当生協が適当でないと判断した場合には、お申込を承諾できないことがあります。

●お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当生協に変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当生協が代行して行います。お引越に伴い電気の購入先を変更される場合には、お引越し前の需要場所の電気の解約手続きはお客さま自身で行っていただく必要があります。

●当生協は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む当生協と他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当生協が適当でないと判断した場合には、お申込を承諾できないことがあります。

3. 契約内容について

●当生協は大阪ガスの電気を取次により供給いたします。

●契約内容の詳細は当生協の電気供給取次約款によるものといたします。

●当生協は、電気事業法において定められている契約締結前および契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「電気供給取次契約」重要事項説明書および電気供給取次約款を当生協ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。

●当生協は、電気供給取次約款を変更することがあります。組合員は、変更後の電気供給取次約款に異議がある場合、解約することができます。

●電気供給取次約款または需給契約の内容を変更する場合は、その変更内容をお客さまにお知らせいたします。その際には、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当生協が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載することについてあらかじめ承諾していただきます。

4. 供給開始時期について

●電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結など、当生協または大阪ガスによる必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申込みから2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから2週間～1か月半後となります。ただし、送配電事業者等からの要請等により、供給開始予定日が遅れる場合があります。なお、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合がございます。また、お知らせした供給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

●現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターを設置いたします。

●供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当生協へその旨をお申し出いただく必要がございます。

5. 料金プラン・オプション割引の適用条件について

●料金メニューおよびオプション割引は、お客さまからのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。

●機器の設置を適用条件とする料金プランをお申込みされる場合は、お申込みに際し、対象機器の所有状況を確認させていただきます。また、今後当生協が必要とする場合は対象機器の実際の所有状況の確認にご協力いただくことについて承諾していただきます。

●対象機器の撤去や当生協と締結するガスの使用契約の解約等で料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当生協へ連絡していただきます。この場合、料金プランまたはオプション割引の適用は当生協が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。

●料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさないで電気をご使用の場合、電気供給取次約款に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. 料金について

●電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

●燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。

●料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気の使用量の変動、燃料費調整額などの事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

7. 料金計算方法



※1 オプション割引のある料金メニューの場合。

※2 最低料金部分については最低料金に適用される燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

8. 料金算定の方法と料金のお支払いについて

●検針および使用量の算定は、送配電事業者等により託送供給等約款等に従って行われます。その結果を当生協が受け取り当生協の電気供給取次約款の定めに基づき電気料金を算定いたします。

●料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日まで、期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

●電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。ただし、当生協、大阪ガスまたは送配電事業者等の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。

●当生協の電気料金を翌月の電気料金を支払われる場合と同じ方法にてお支払いいただきます。この場合、電気料金は翌月のお届け表や請求ハガキで「電気ご使用量等のお知らせ」にてお知らせいたします。ただし、電気検針日日程等によっては、「電気ご使用量のお知らせ」にてお知らせできない場合や、翌月の電気料金と合わせてご請求できない場合がございます。また、お客さまのご契約内容によっては、「ご使用量等のお知らせ」にてお知らせできない場合がございます。当生協ご契約でないお客さまは、電気検針日の属する月の翌月20日に毎月請求いたします。電気料金は、電気検針日の属する月の翌月3週目頃に「お届け表明細」または「請求ハガキ」にてお知らせいたします。

●電気料金は当生協の電気供給取次約款に定める方法（口座振替、クレジットカード払いまたは当生協が指定する方法）で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日は、電気供給取次約款に定める支払義務が発生する日の属する月の翌々月5日といたします。支払期日が休日の場合には、その直後の営業日を支払期日といたします。

●支払期日を経過してもお支払いが確認できない場合は、電気供給取次約款の定めに基づき延滞利息を申し受けます。

●支払期日を経過してもなお料金（当生協と他の契約の料金を含みます。）、延滞利息または電気供給取次約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等当生協が電気供給取次約款で定める一定の事由に該当するときは、当生協は15日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。

9. 契約期間、契約の変更および解約について

●契約期間にご契約された料金メニュー・オプション割引に別段の定めがある場合を除き、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。

●お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当生協から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申込みをしていただきます（当生協への解約のお申し出は不要です。）。

●契約の変更や解約を希望される場合は、当生協へお申し付けください。転宅等で解約を希望される場合は、解約を希望される日の3営業日前までに当生協へお申し出いただく必要があります。

●契約期間満了に先だって需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示など当生協が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

●クーリング・オフにより契約を解除された場合や当生協から契約を解除した場合などで、組合員が無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、または送配電事業者等による最終保障供給をお申込みいただく必要がございます。

●お客さまが、当生協に通知をされないで需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合には、当生協は需要契約を解約することがあります。

10. 契約の更新について

①契約は1年ごとに自動更新させていただきます。

②違約金や解約手数料の設定は有りません。

【解約の場合】組合員コールセンターに解約希望日と解約の理由を御連絡ください。

【契約内容変更の場合】名義変更や連絡先など変更がある場合は組合員コールセンターで受け付けています。

③【他社に切替えられる場合】小売電気事業者を変更される場合は、当生協へのご連絡は不要です。新しい契約先へお申込みください。

11. その他

●当生協の供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は託送供給約款等の定めに従い、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。

●契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当生協との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給取次約款の定めに従い定めることといたします。

●お客さまが新たに電気を使用される場合などで、新たに配電設備や特別供給設備を施設するときや、新たな電気の使用などにもなわないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、当生協は託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

●送配電事業者等の指示や災害の発生などにより電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当生協および大阪ガスの責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合は、当生協および大阪ガスは損害賠償責任を負わないものといたします。

●ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご利用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれ場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまに講じていただきますようお願い致します。

●当生協、大阪ガスまたは送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由が無い限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。

●現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解除することで、解約金の発生やポイントの失効など、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる場合があります。

キャンセル（お申込みの撤回または解除）についての追記事項
お申込みから供給開始予定日の4日前までは、お申込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したときに生じます

【お問合せ先】

●事業者名 京都生活協同組合 組合員コールセンター

●電話番号0120-11-2800 ●受付時間 月～金曜8：45～17：00
土曜9：00～17：30、日曜/休業

【小売電気事業者】

●事業者名 大阪市中央区平野町4丁目1番2号 大阪ガス株式会社
（登録番号A0048）

●電話番号 0120-000-555

●受付時間 9時～19時※非常時にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。

重要事項説明

このたびは、コープでんきにお申込みいただき、ありがとうございました。

ご契約および、契約変更について

- ① 「コープでんき」開通までにお申し込みをキャンセルされる場合は、生協への連絡が必要です。
「コープでんき」送電後に「他社の電気契約」に切り替える場合は、生協への連絡は不要です。
(新しい契約会社より生協に連絡が入ります。)
- ② お引越など解約の場合は、解約手続きに時間を要するため、
解約希望日の15日前までにご連絡ください。
- ③ 契約種別変更(新プランを除く)につきましては、契約より1年間変更する事はできません。
1年経過後、変更可能となりますので、ご希望の際はお申し出ください。
- ④ 現在ご契約中の会社の電気契約を解約する際に、不利益が発生する可能性があります。
例) 解約金や違約金の発生、ポイントの失効 など

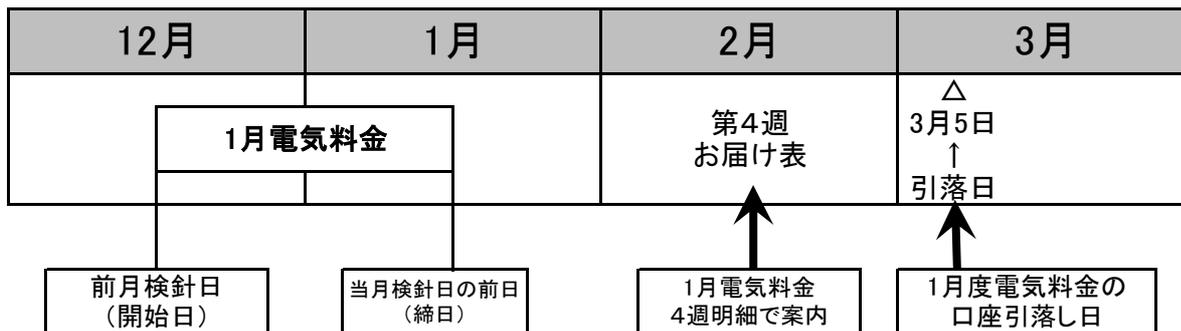
料金のお支払について

- ① 電気シミュレーション情報は、組合員様の電気使用実績に基づく推定となります。
ご使用状況や気候の変動などによる電気ご使用量の変動、燃料費調整額の変動や
再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額変更などの事由により、
電気料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。
- ② 毎月の料金の算定期間は、検針日から次の検針日の前日の期間です。
- ③ 電気料金のお知らせ・ご請求
(ア) 宅配事業をご利用の場合は、宅配事業商品代金と併せてお支払いいただきます。
電気料金は検針日の翌月第4回にお届けする「請求明細書」にてお知らせします。
(イ) 宅配事業をご利用でない場合は当月検針日の翌月第4週に郵送でお知らせします。

その他

- ① 一般送配電事業者の指示や災害の発生などにより電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、生協の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、生協は損害賠償責任を追わないものといたします。
- ② 漏電その他の事故が生じた場合で、それが生協の責めとならない理由によるものであるときには、生協は、組合員の受けた損害について賠償の責めを負いません。

《電気料金の請求イメージ》



※ 開始日から締日までに使用された電力量が1ヶ月の電気料金になります。

※ 締日の翌々月5日が電気料金の引き落とし日となります(5日が土日祝日の場合翌平日)。

※ 生協を脱退される場合は生協の脱退手続きとでんきの解約手続きが必要となり
出資金の払戻はでんき料金引落日完了後になります。

④ 電気料金のお支払が遅滞した場合

引き落としが2回不能で、その後の現金集金不能の場合は契約を解約します(引き落とし不能の判別は宅配のお支払基準に準じます※1)。また、電気供給開始直後などで電気料金のご請求がない時点で、宅配事業の商品代金の引き落としができない場合も契約を解約します。なお、解約の15日前までには解約通知をさせていただきます。

※1お支払基準は京都生協ホームページ電気供給約款ご確認ください。

《解約になる際のイメージ》

